

物品販売店舗等における防火安全対策指導基準

第1 目的

この基準は、防火対象物の構造、可燃物の状況等から、いったん火災が発生したならば、煙の急激な充満等により人命危険の増大が予想される百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場に対し、スプリンクラー設備の設置その他の防火安全対策を講じさせ、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 指導対象物の範囲

この基準に基づき、安全対策を指導する防火対象物は、物品販売店舗等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（4）項に掲げる防火対象物及び同表（16）項イに掲げる防火対象物に存する同表（4）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）で、床面積の合計（令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、当該物品販売店舗等の用途に供する部分の床面積の合計をいう。）が1,000㎡以上のもの。ただし、令第12条の規定が適用されない物品販売店舗等で、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 売場、ゲームコーナーその他不特定多数の者が利用する部分（以下「売場等」という。）が1階にのみ存するもの
 - (2) 物品販売店舗等の売場等のすべてが金物、貴金属、生鮮食料品等を扱うもの
 - (3) 3階以上の階に売場等が存しない物品販売店舗等で、1階（地階が存するものにあつては地階及び1階）が前(2)に掲げるもの又は駐車場、倉庫、事務所若しくはこれらと同等以上に延焼拡大のおそれが少ない用途にのみ供されるもの
- 2 この基準の通知の際、現に存するもの又は現に工事中のもののうち、この基準の通知日以後、増築、改築又は用途変更を行うことにより、当該増築、改築又は用途変更の部分が前1に掲げる物品販売店舗等に該当することとなる場合は、この基準に基づき指導すること

第3 安全対策の指導

第2に掲げる物品販売店舗等のうち、令第12条の規定が適用されるもの及び第2.2に該当するものにあつては、次の(2)から(6)まで、その他のものにあつては、次に掲げる安全対策を指導する。

- (1) スプリンクラー設備を令第12条の技術上の基準の例により設置すること。ただし、水源水量は8立方メートル以上（高感度型ヘッド（令第12条第2項第2号に規定するもの

をいう。以下同じ。)を用いる場合は、6.4立方メートル以上)、加圧送水装置の吐出量は450リットル毎分以上(高感度型ヘッドを用いる場合は、360リットル毎分以上)で足りるものとする。

- (2) 自動火災報知設備には有効な非火災報対策を講じること
- (3) 最上階に通ずる階段のうち1以上のものを屋上に接続するとともに、屋上への出入口の扉は屋内外から容易に開放できる構造のものとする
- (4) 防災センター(災害状況の把握、情報収集及び避難誘導を行うことを目的として、消防用設備等の防災設備の監視、操作等を行うことができる場所をいう。)は、避難階又は避難階の直上階若しくは直下階で消防隊が外部から容易に進入できる位置に設置するとともに、当該部分とその他の部分とを準耐火構造(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第2条第7号の2に規定するものをいう。以下同じ。)の床若しくは壁又は防火設備(建基法第2条第9号の2に規定する防火設備(ドレンチャーその他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第112条第18項第1号及び同条第20項の規定に適合するものにより区画すること
- (5) 防火戸及び防火シャッター(防火設備であるものに限る。以下同じ。)は、その閉鎖範囲及び閉鎖位置を床面に明示するとともに、当該防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害となる場所に物品が存置されないようストックエリアを確保すること
- (6) 放送設備を令第24条の技術上の基準の例により設置すること

第4 代替的対策

第3.(1)の基準は、次に掲げる対策をそれぞれ講じた場合は、適用しないものとする。

- (1) 地階を除く階数が3以上のものはア又はイのいずれかの対策

ア 防火防煙対策

- (ア) パイプシャフト等の防火防煙対策

パイプシャフト、電気配線シャフト等には、各階で耐火構造の床を設け、かつ、配管等の貫通部は建基令第112条第19項及び同令第129条の2の5第1項第7号の規定による区画(以下「水平区画」という。)を行うこと

- (イ) 階段等の防火防煙対策

階段、エレベーターシャフト又はエスカレーター(以下「階段等」という。)は、次によること

- a 階段は、特別避難階段(建基令第123条第3項に規定するものをいう。)、屋外避

難階段（建基令第 123 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）、告示第 7 号階段（平成 14 年消防庁告示第 7 号の規定に適合する階段をいう。）若しくは「消防用設備等の設置に係る運用基準」（平成 28 年 3 月 30 日付け消規第 1500 号。消防局長通知中別添に示すものをいう。）第 3 章第 1 節第 8. 2 の基準に適合する階段又は次のいずれかの階段とすること

(a) 排煙上有効な階段

次の構造を有する屋外階段（別図 1-1）

- i 階段は、その階段の出入口に設ける扉以外の開口部（防火設備であるはめごろし戸又は面積が 0.1 平方メートル以内の換気口（防火設備が設けられたものに限る。）を除く。）から 2 メートル以上の距離に設けていること
- ii 階段の出入口に設ける扉は、防火設備で、建基令第 112 条第 18 項第 2 号に規定する構造であること

(b) 防煙上有効な階段

次の構造を有する屋内階段（別図 1-2）

- i 階段と屋内とを不燃材料で造られた前室を通じて連絡する構造であること
- ii 階段の出入口に設ける扉は、前(a). iiによる構造であること
- iii 前室の出入口に設ける扉は、不燃材料で造った扉とするとともに、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの（以下「常時閉鎖式」という。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの（以下「常時開放式」という。）とすること

b エレベーターシャフトは、シャフトの前面に前 a. (b)による前室を設け（エレベーター昇降路の乗場戸に遮煙性能を有するものを設ける場合を除く。）、シャフトを經由して煙が上階に拡散することのない構造であること（別図 1-3）

c 吹抜け又はエスカレーターは、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は建基令第 112 条第 18 項第 2 号及び同条第 20 項の規定に適合する防火設備で区画（以下「防火防煙区画」という。）し、かつ、次のいずれかとすること

(a) エスカレーターを設置することにより生じる床の開口部は、1 の防火防煙区画につき 1 の開口部とすること（別図 2-1）

(b) 吹抜け又はエスカレーター（昇降口の部分を除く。）の防火防煙区画に用いるシャッターには、閉鎖障害を防止するため、固定スクリーン（線入りガラス等不燃材料による間仕切壁に限る。）を併設すること（別図 2-2）

d 前 a から c までの措置を講じられない階段等は、当該階段等と相反する位置に屋外避難階段又は避難上有効なバルコニー（建基令第 121 条第 1 項第 3 号及び第 6 号に規定する構造のものをいう。以下同じ。）が設けられている場合に限り、階段等の開口部前面に防煙壁（建基令第 126 条の 2 第 1 項に規定する構造のものをいう。以下同じ。）を設けることで足りるものとする。

(ウ) 2 以上の避難経路の確保

各階から地上に通ずる階段を 2 以上設け、かつ、2 方向避難ができるよう分散して配置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 階段付近で出火した場合に、いずれの部分からも安全かつ容易に到達できる場所に、避難上有効なバルコニーが設けられているもの

b 外壁の 2 面以上が道又は道に通ずる幅員 4 メートル以上の通路に面するもので、当該外壁の売場等に面する部分に建基令第 126 条の 6 第 2 号又は同令第 126 条の 7 の規定に適合する開口部（以下「進入口等」という。）が設けられ、かつ、階段付近で出火した場合に、いずれの部分からも安全かつ容易に到達できる場所で、売場等と不燃材料の壁及び扉によって区画された室に避難器具が設置されているもの

イ 消火、排煙設備の充実強化対策

(ア) 窓等の開口部の設置

次の a 又は b によること

a 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 5 条の 3 に定める普通階とすること。この場合における開口部の開放方法は、内部から破壊することなく開放できること

b 排煙設備（建基法の規定により設けられたものを含む。）は、煙感知器の作動と連動して起動するもので手動開放装置を併設したものであること

(イ) 消火設備の設置

屋内消火栓設備（令第 11 条第 3 項第 1 号（規則第 12 条第 1 項第 7 号へただし書に規定するものに限る。）、同項第 2 号イ及びロに規定するものに限る。）を設置し、かつ、寝具、衣料品等火災発生時に延焼拡大のおそれの大きい売場部分には、スプリンクラーヘッドを屋内消火栓設備の配管を延長して設置すること。この場合における、当該スプリンクラーヘッドは、同時に 3 個以上のヘッドが作動するものとして設置することで足りるものとする。（別図 3-1）

a スプリンクラーヘッドは、規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する閉鎖型スプリンク

ラーヘッドを令第12条の技術上の基準の例により当該部分に設置すること

- b 屋内消火栓設備の水源水量は、5.2立方メートル以上とすること
- c 屋内消火栓設備の加圧送水装置は、スプリンクラーヘッドの開放による自動式起動装置の作動と連動して起動できること
- d 屋内消火栓設備の加圧送水装置（ポンプを用いるものに限る。）の吐出量は、300リットル毎分以上とすること

(ウ) 2以上の避難経路の確保

各階から地上に通ずる階段を2以上設け、かつ、2方向避難ができるよう分散して配置されていること。ただし、前ア. (ウ). bに適合するもの又は階段付近で出火した場合に、いずれの部分からも安全かつ容易に到達できる場所に、避難上有効なバルコニーが設けられ、かつ、1以上の階段を前ア. (イ). aに定める構造の階段としたものにあつては、この限りでない。

(2) 地階を除く階数が2以下のものはア又はイのいずれかの対策

ア 防火防煙対策

(ア) パイプシャフト等の防火防煙対策

パイプシャフト、電気配線シャフト等は、各階において水平区画を行うこと

(イ) 階段等の防火防煙対策

階段等の開口部前面には、防煙壁が設けられていること

(ウ) 2以上の避難経路の確保

各階から地上に通ずる階段を2以上設け、かつ、2方向避難ができるよう分散して配置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 階段付近で出火した場合に、いずれの部分からも安全かつ容易に到達できる場所に、避難上有効なバルコニーが設けられているもの

b 外壁の1面以上が道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路に面するもので、当該外壁の売場等に面する部分に進入口等が設けられているもの

イ 消火設備の充実強化対策

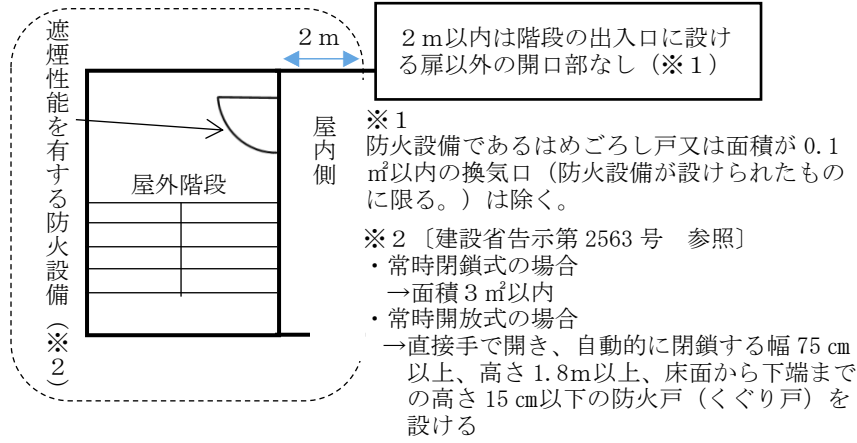
前(1). イ. (イ)及び前ア. (ウ)によること

第5 指導上の留意事項

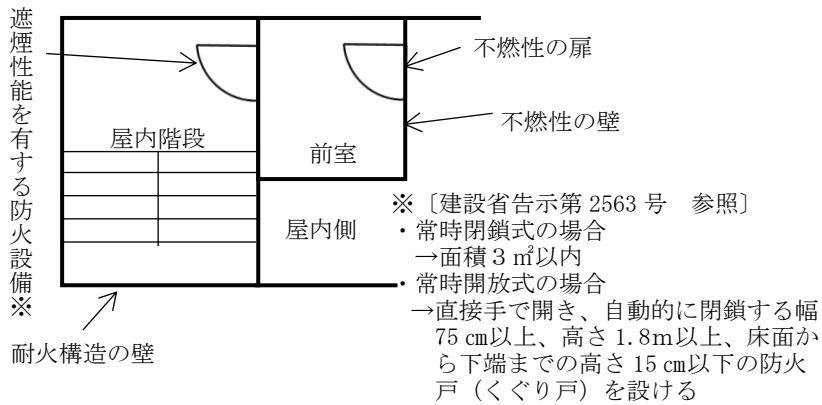
第2に定める物品販売店舗等（以下「適用対象物」という。）に係る事前相談があった場合その他適用対象物の建築計画を知った場合は、適用対象物の建築主等に、この基準の趣旨等を十分説明し、この基準に定める対策を講じるよう指導すること。また、建築物等の敷地、

配置、構造等計画建築物固有の条件等から、本指導基準による指導のみでは十分な防火安全性が確保できない場合は、本指導基準にとらわれることなく、建築主等の防災意識の向上を図りつつ、その協議過程で当該目的に沿う防災上有効な計画となるよう建築主等に協力を求め、建築物等の総合的な防火安全性を確保するよう指導すること。なお、本指導基準による指導は、行政指導の一環としてあくまで建築主等の任意の協力のもとに行うものであることに留意されたい。

別図1-1 (第4.(1).ア.(イ).a.(a)関係)

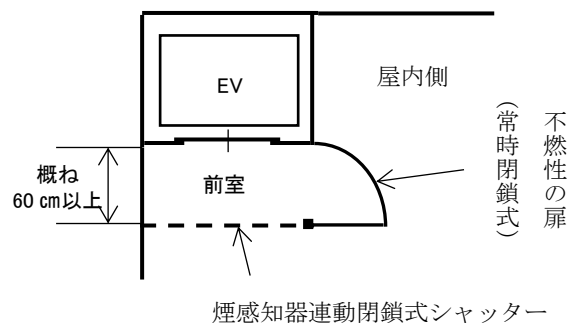


別図1-2 (第4.(1).ア.(イ).a.(b)関係)

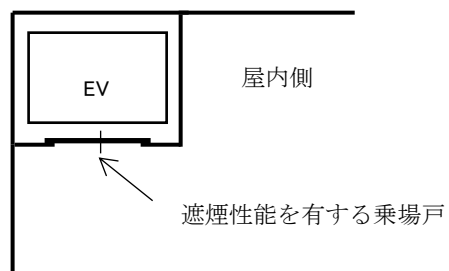


別図1-3 (第4.(1).ア.(イ).b関係)

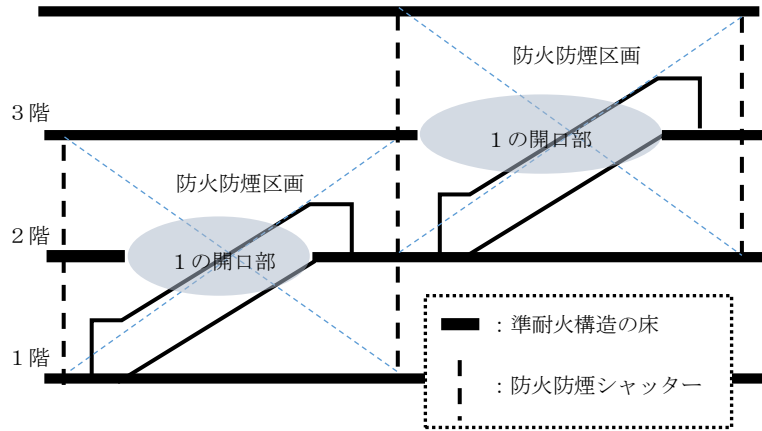
[前室を設ける場合]



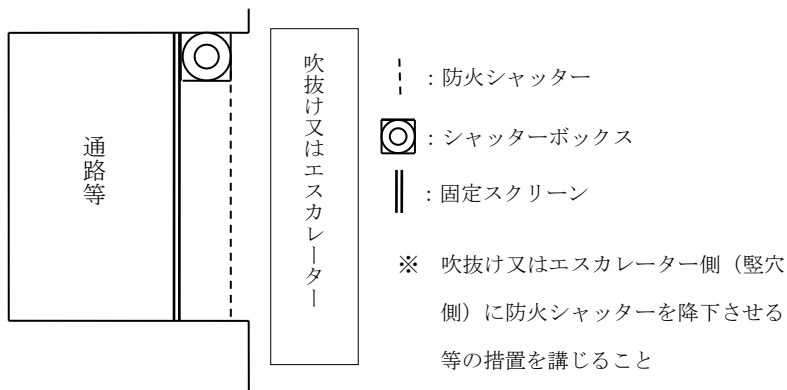
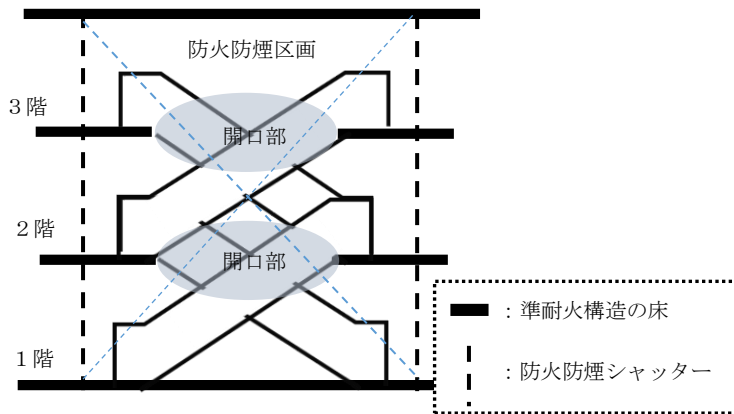
[前室を設けない場合]



別図2-1 (第4.(1).ア.(イ).c.(a)関係)



別図2-2 (第4.(1).ア.(イ).c.(b)関係)



別図3-1 (第4.(1).イ.(イ)関係)

